免許についての適格性に関する申立及び誓約書

年　　月　　日

北海道知事　様

　私は、漁業法第７２条第１項第１号に該当しないことを申し立てるとともに、同法第７２条第１項第２号から第４号までのいずれにも該当しないことを誓約いたします。

　なお、申し立て等の内容を確認するため、北海道が他の官公署に照会を行うことについて承諾します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 氏　　　名 | 住　　　所 | 誓約年月日 | 印 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

※自署の場合は押印不要。

※裏面との両面で作成すること。

（裏面につづく）

（裏面）

［漁業法第７２条第１項］

（免許についての適格性）

第７２条　個別漁業権の内容たる漁業の免許について適格性を有する者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

１　漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者であること。

２　暴力団員等であること。

３　法人であつて、その役員又は政令で定める使用人のうちに前二号のいずれかに該当する者があるものであること。

４　暴力団員等がその事業活動を支配する者であること。

［漁業又は労働に関する法令等］

漁業関係法令

(1)漁業法（昭和24年法律第267号）

(2)水産資源保護法（昭和26年法律第313号）

(3)臘虎膃肭獣猟獲取締法（明治45年法律第21号）

(4)外国人漁業の規制に関する法律（昭和42年法律第60号）

(5)排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（平成８年法律第76号）

(6)持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）

(7)内水面漁業の振興に関する法律（平成26年法律第103号）

(8)上記の法律に基づく命令

(9)北海道漁業調整規則（令和２年北海道規則第94号）並びに同規則に基づく命令

労働関係法令

(1)健康保険法（大正11年法律第70号）

(2)船舶安全法（昭和８年法律第11号）

(3)船員保険法（昭和14年法律第73号）

(4)労働関係調整法（昭和21年法律第25号）

(5)労働基準法（昭和22年法律第49号）

(6)労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）

(7)船員法（昭和22年法律第100号）

(8)船員職業安定法（昭和23年法律第130号）

(9)労働組合法（昭和24年法律第174号）

(10)船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）

(11)厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）

(12)最低賃金法（昭和34年法律第137号）

(13)雇用保険法（昭和49年法律第116号）

(14)外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）

(15)上記の法律に基づく命令